

議案第 1 2 号

向日市立保育所設置条例の一部改正について

向日市立保育所設置条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市立保育所設置条例の一部を改正する条例

向日市立保育所設置条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(当該額が61,500円を超えるときは、61,500円)」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市立保育所設置条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(保育料)	(保育料)
第3条 略	第3条 略
2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号の政令で定める額 _____ を限度として、規則で定める。	2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号の政令で定める額 <u>(当該額が61,500円を超えるときは、61,500円)</u> を限度として、規則で定める。
3 略	3 略